

[別添資料]

高齢者施設での避難等に関する相互支援体制に関する事例資料

1 参考事例①

「災害時における避難者の搬送等の支援に関する協定書」

(各務原市)

…1 ページ

2 参考事例②

「岐阜県中濃地域老人福祉施設災害・緊急時相互応援協定書」

(中濃地域)

…2 ページ

3 参考事例③

「災害時要援護者への避難施設に関する協定書」

(御嵩町)

…4 ページ

災害時における避難者の搬送等の支援に関する協定書

各務原市（以下「甲」という。）と各務原市介護保険サービス事業者協議会（以下「乙」という。）は、各務原市内において、地震、風水害、大火災その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における災害時要援護者等の避難者（以下「避難者」という。）の、避難所等への搬送等（以下「搬送」という。）に対する支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、又は災害が発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う避難者の搬送についての支援協力要請に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（1）避難者の災害時要援護者用避難所、医療機関等への搬送

（2）前号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

2 前項に掲げる搬送の対象とする避難者は、乙に加盟する介護保険サービス事業者（以下「事業者」という。）の平時の利用者に加え、甲が搬送を要請した避難者とする。また、この搬送には、リフト設備等が装備された車両（以下「車両」という。）を使用するものとする。

3 事業者は搬送に使用する車両を、岐阜県警察本部あて「規制除外車両事前届出書」によりあらかじめ届け出るよう努めるものとする。

（要請手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、必要事項を明示して文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な限り対応するよう努めるものとする。

2 乙は、要請により実施した協力内容について、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。また、その内容に変更が生じた場合、速やかに相手先に報告するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ情報の交換を行うものとする。

（費用負担）

第7条 第2条に規定する協力内容の実施に要した費用のうち、甲の要請による避難者の搬送に要した費用については、搬送に使用した車両の走行距離に応じて甲及び乙が協議の上決定し、甲が負担するものとする。また、その費用は、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（免除）

第8条 乙あるいは事業者が被災した場合は、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成26年9月1日

甲 各務原市長 浅野 健司

乙 各務原市介護保険サービス事業者協議会
会長 稲垣 光晴

岐阜県中濃地域老人福祉施設

災害・緊急時相互応援協定書

岐阜県下中濃地域に、災害対策基本法 第2条第1項に規定する災害が発生した場合及び緊急事態が発生した場合の相互応援について、次の通り協定する。

(目的)

第1条 この協定は、岐阜県下中濃地域に災害が発生した時、各老人福祉施設相互の応援による応急措置などを円滑に遂行するため、必要事項について定める。

(組織)

第2条 この協定は、岐阜県老人福祉施設協議会 中濃支部に加入する老人福祉施設で構成する。
2. この協定の運営は、岐阜県老人福祉施設協議会 中濃支部の役員が行う。

(施設間災害対策室の設置)

第3条 災害発生時、支部長、もしくは副支部長は、施設間災害対策室を設置し、災害応援を円滑に遂行するため、施設災害状況を事前に把握する。
2. 災害対策室の室長は支部長とし、室長は、災害応援の一切の指揮を行うものとする。副支部長は、その補佐をする。

(応援の要請)

第4条 災害が発生し、応援を受けようとする施設は、支部長（室長）、もしくは副支部長に応援を要請する。
2. 灾害応援にあたっては、支部長（室長）、副支部長と被災施設の近隣の施設と協力し、物資、人員の応援を遂行することとする。
3. 支部長（室長）は、直ちに副支部長及び各理事と応援の内容について協議し、応援可能な施設へ要請する。
4. 応援を求められた施設は、被災施設と緊密な連絡をとり遂行する。
5. 被災施設が応援の必要があると認めるときは、支部長（室長）の要請前に応援を開始することができる。ただし、応援を開始したときは、当該応援の内容を支部長に報告する。
6. 支部長（室長）は、災害状況に応じ、岐阜県老人福祉施設協議会へ報告、協力を要請すると共に、必要に応じて他支部及び行政関係機関へ応援を要請する。

(応援の内容)

第5条 各施設が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- ① 被災者の救出・救護、応急復旧等に必要な職員の派遣に関すること。
- ② 救出、医療、防疫、給食及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供又は貸与に関すること。
- ③ 被災施設入所者の一時受け入れに関すること。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項。

(応援の経費負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災施設の負担とする。ただし、被災施設が当該費用を支弁することが困難または適当でないものについては、支部長（室長）に報告し、協定施設と協議して定める。

(平常時における相互協定)

第7条 平常時においては、円滑な相互協力体制を図るため、各施設相互の情報の交換、職員の交流その他防災に関する相互協力に努める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度、理事会において協議して定める。

この協定は、平成 8年 9月 1日から効力を生ずるものとする。

この協定は、平成 15年 9月 1日から効力を生ずるものとする。

この協定は、平成 25年 4月 1日から効力を生ずるものとする。

災害時要援護者への避難施設に関する協定書

御嵩町（以下「甲」という。）と社会福祉法人慈恵会（以下「乙」という。）とは、災害時における災害時要援護者への避難施設としての協力に関し、次とおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、要援護者とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの支援を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 障害者手帳所持者
- (3) 上記に準じる者

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

御嵩町井尻65番地1

- 特別養護老人ホームさわやかナーシングみたけ
- 養護老人ホームさわやか長楽荘
- さわやかグループホームみたけ

御嵩町伏見1882番地1

- さわやかディサービスセンター伏見

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項
 - (避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護に係る日常生活品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

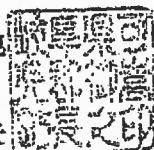
(疑義の解決)

第11条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

2 この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成21年 1月26日

(甲) 可児郡御嵩町御嵩1239番地
可児郡御嵩町
御嵩町長 渡辺公夫



(乙) 美濃加茂市下米田町東柄井81番地の2
社会福祉法人 慈恵会
理事長 山田實紘

